

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・兵庫県は、「県税の賦課徴収等に関する事務」を行うため、「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用保守業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を作成し、外部委託業者に周知している。

評価実施機関名

兵庫県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 主な業務は以下のとおり 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 2. 収納及び課税の情報による収納、還付・充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理支援業務 4. 納税者の宛名情報(共通宛名、課税宛名)の管理を行う宛名管理業務 事務の流れ及び詳細は「(別添1)事務の内容」参照
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	1. 課税サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 収納サブシステム 収納、還付・充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 3. 滞納整理支援サブシステム 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理サブシステム 納税者宛名情報の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国税連携システム、自動車OSSシステム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム
②システムの機能	団体内統合宛名管理システムは、既存業務システムと中間サーバー等のデータの受け渡しを行うことで、機関別符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「機関別符号」を取得して利用する。 ① 統合宛名番号管理機能：本県内部において個人を一意に特定するための団体内統合宛名番号の付番及び管理を行う。 ② 個人番号等管理機能：団体内統合宛名番号を付番した個人について、個人番号及び業務種別・業務宛名番号等を紐付けして管理する。また、管理対象の個人番号に対応する基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を住民基本台帳ネットワークシステムから取得し、管理する。なお、これらの情報については一定の期間、履歴管理も行う。 ③ 符号情報等管理機能：中間サーバーに対して団体内統合宛名番号の登録要求や符号の取得要求等を行い、その処理結果を取得するとともに、符号取得依頼ファイルを取得する。また、これらの中間サーバー上での登録(取得)状況に関する管理を行う。 ④ 情報照会連携機能：既存業務システム及び本システムのクライアント画面からの情報照会要求に基づき、中間サーバー用の情報照会データを生成し、中間サーバーに情報照会要求を行う。また、情報照会の結果を中間サーバーから取得して、既存業務システム等に提供する。 ⑤ 情報提供連携機能：既存業務システム及び本システムのクライアント画面から連携(入力)された情報提供用データを元に、中間サーバー用の登録データ(副本)を生成し中間サーバーへの副本登録を行う。また、登録処理の結果を中間サーバーから取得する。 ⑥ 中間サーバー連携付帯機能：中間サーバーからの要求に対して、氏名、住所、性別及び生年月日並びに個人番号等を通知する。また、中間サーバーへの要求時に発行される中間サーバー受付番号を管理する。加えて、中間サーバーから提供される各種マスタ等を取得して管理する。 ⑦ 共通変換機能：既存業務システムと中間サーバーとの連携において、連携データのデータ形式や文字コード等を、それぞれのシステムに応じたものに変換を行う。 ⑧ データ送受信機能：中間サーバー及び既存業務システム向けに、データを送受信する。データの送受信を確実に完了するため、送受信の状況を確認し、エラーが発生した場合には自動(又は手動)で再送する。 ⑨ 職員認証・権限管理機能：権限を有する職員だけが、許可された特定個人情報を取り扱えるように、アクセス制御を行う。既存業務システムからのアクセスに対しても同様に制御を行う。 ⑩ マスタ管理機能：機関、番号利用事務の業務種別(未システム化業務含む)、中間サーバー用のシステム識別子などの各種マスタを管理する。 ⑪ システム管理機能：本システムの稼働監視、運用管理、ジョブ管理などのシステム管理を行う。また、異常発生時やシステム操作が必要な場合など一定の条件が発生した時にメール通知を行う。 ⑫ ログ管理機能：システムログ、操作ログなどを取得し、一定期間保存する。また、ログ監視を行い、一定の条件に該当する場合はシステム管理者に自動的に通知する。 ⑬ 庁内連携機能：兵庫県庁の各機関が保有する特定個人情報の機関内での連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （中間サーバー ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ① 符号管理機能：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③ 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム及び団体内統合宛名管理システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵の管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築・運営しているシステムであり、国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて都道府県等に送付されるシステムである。 ・主な機能 国税庁から地方税ポータルシステムを通じて送付された所得税申告書等データを受信する。 他の都道府県に課税権のある者の所得税申告書等データを当該都道府県に送付する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 （ ） [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

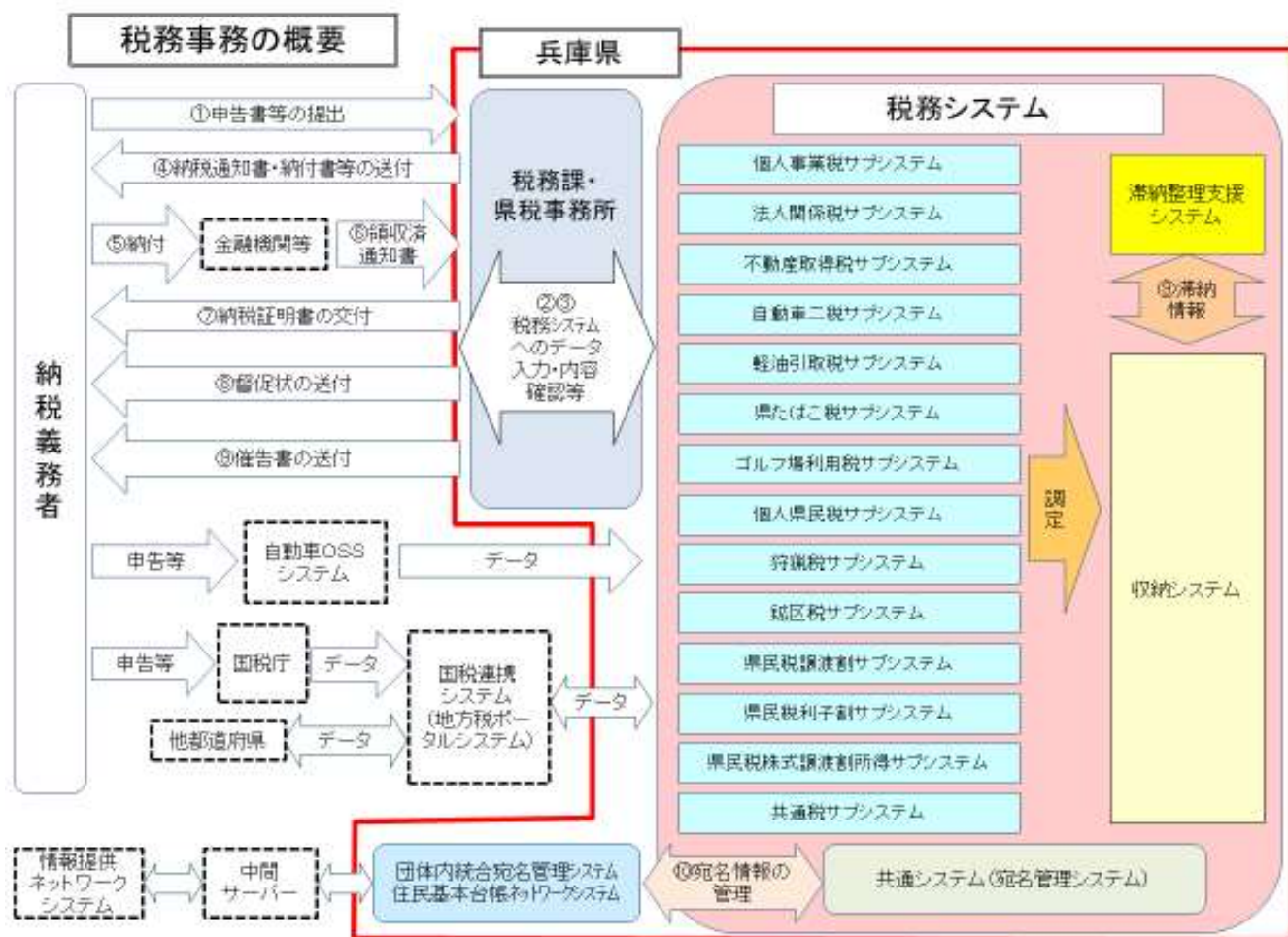
システム5

①システムの名称	自動車OSSシステム(自動車保有関係手続のワンストップサービス)
②システムの機能	自動車OSSシステムとは、自動車を保有するために必要な手続(検査・登録、保管場所証明、国税及び地方税の納税等)をインターネットにより一括して行うために、国土交通省が主体となって国、県及び警察が協力して運営している全国的なシステムである。 ・審査及び通知機能 自動車税等の申告書データを審査システムにより審査し、課税額を確定して納税者等に対し、税額の通知を行う。 ・データ連携機能 納税者等からの納付済みデータ受信後、審査済みの申告書データを専用線を介して、税務システムに送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)
②システムの機能	① 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町コミュニケーションサーバ(以下「CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ② 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への情報提供又は他部署への移転: 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関又は他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③ 本人確認情報の開示: 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④ 機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤ 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥ 本人確認情報整合: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から、本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	税務事務の正確性・利便性を図り、公正で適正な賦課徴収を行うため ・納税義務者の特定、個人の宛名の突合を効率化する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化する。 また、番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられており、本県の税務事務においても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受受することとなる。収受した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。
②実現が期待されるメリット	個人番号が付与されることにより、氏名や住所等の情報だけでは不十分であった納税義務者の特定が容易になることで、適正・公正な課税及び徴収事務の効率化が期待できる。また納税者においては、県税の軽減申請の際に必要な添付書類が削減され、利便性の向上が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第24の項及び第133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条の項及び第72条の項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項及び第51条の項 ※情報提供は行わない
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 納税者からの申告及び届出等による課税業務(各税サブシステム)
 - ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。
 - ②申告書等の情報により税務システムへ必要事項を入力する。
 - ③申告書等の内容を調査する。
 - ④納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。
- 収納及び課税の情報による収納、還付・充当等を行う収納業務(収納システム)
 - ⑤納税義務者が金融機関等で納付する。
 - ⑥金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。
 - ⑦納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
 - ⑧収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。
- 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理支援業務(滞納整理支援サブシステム)
 - ⑨督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。
- 納税者の宛名情報(共通宛名、課税宛名)の管理を行う宛名管理業務(宛名サブシステム(共通システムに含む))
 - ⑩納税者宛名情報の管理を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者(以下「納税義務者等」という。)
その必要性	公平かつ適正な県税の賦課徴収を実現するために、納税義務者等の特定に必要な情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (財産情報)
その妥当性	1. 識別情報 納税義務者を正確に特定するため。 2. 連絡先等情報 納税通知書等の送付や本人の連絡先を確認するため。 3. 国税関係情報 所得税情報を元に個人事業税の賦課を行うため。 4. 地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会関係情報、災害関係情報、財産情報 税の減免・滞納処分等の決定を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	2016/01/01
⑥事務担当部署	財務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (デジタル改革課、市町振興課、地域福祉課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他都道府県、市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
③入手の時期・頻度		1. 本人又は本人の代理人からの入手 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度。 2. 評価機関内の他部署 個人番号の真正性を確認する都度。なお、月1回程度。また、県税賦課徴収事務において必要となる都度。 3. 国税庁 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度(月1回程度)。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度(都道府県)。 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村)。 5. 地方公共団体情報システム機構 県税賦課徴収事務において必要となる都度。
④入手に係る妥当性		1. 本人又は本人の代理人からの入手 地方税法及び番号法等の規定の範囲内で県税の賦課徴収に必要な情報を収集。 2. 評価機関内の他部署 税務システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステム又は統合宛名システムで管理している情報と突合。 3. 国税庁 地方税法第72条の59第1項に国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定しており、番号法第19条第9号に特定個人情報が提供可能な場合として規定。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおける団体間の回送(都道府県):「3. 国税庁」からの提供と同様。 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村): 地方税法及び番号法等の規定の範囲内で県税の賦課徴収に必要な情報を収集。 5. 地方公共団体情報システム機構 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定。
⑤本人への明示		情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されている。申告書等の提出により個人から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。
⑥使用目的 ※		地方税の適正かつ公平な賦課徴収を行うため、納税義務者等の名寄せ・突合を正確かつ効率的に実施可能とする。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、各県税事務所
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 課税管理事務 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 収納管理事務 収納、還付・充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 3. 滞納整理事務 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産等の滞納整理業務を行う。 4. 宛名管理に関する事務 納税者宛名情報の管理を行う。
	情報の突合 ※	申告書等に記載されている納税義務者等の特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワークシステム又は統合宛名管理システムと突合し、真正性を確認する。 県税の課税情報の確認については、本人から提出された申告書等に記載された個人番号を用いて、情報提供ネットワークシステムで入手した情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	必要に応じて統計分析を行うことはあるが、特定個人情報を用いて特定の個人を特定できるような統計分析は行わず、出力帳票にも個人番号は出力しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課(地方税関係情報) 県税の減免(障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報、災害情報) 県税の徴収・滞納処分
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件)	
委託事項1		税務システム運用・保守業務委託	
①委託内容		税務システムのシステム運用及びシステム保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の数		
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者	
	その妥当性	税務システム運用・保守業務においては、税務システムのデータを総合的に管理する必要があるため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (税務システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		公文書公開請求により確認可能	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報取扱い条件を遵守させることとし、個人情報の適切な取扱いを図る。	
	⑨再委託事項	システム運用・保守業務の一部	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☒ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税の申告書等情報(国税連携データ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他（ LGWAN ）	
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課するものであったことが判明した場合、随時	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1. 税務システム、団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・税務システムのサーバーは庁外のデータセンター、団体内統合宛名管理システムのサーバーは庁内の専用IDカードにて入退室管理を行っているサーバー室内の施錠したラックに設置するとともに、アクセスにはID/パスワードによる認証を必須とし、厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体について、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。 また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> [6年以上10年未満] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、公文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。
③消去方法		1. 税務システム、団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・不要な特定個人情報は随時システム上から消去する。 ・一部の特定個人情報は、保管期間経過等により、自動消去される。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は、県の指示の下、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体については、溶解して廃棄する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・特定個人情報に係る処理結果の一部等は、保管期間経過等により、自動消去される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

税務システムで使用する特定個人情報ファイルは以下のとおり。
記録項目の具体的内容については別紙資料を参照。

No	税目	テーブル名	項目数	記録項目
1	宛名管理	B\$XV併合候補ワークテーブル	34	個人法人番号他33項目
2	宛名管理	XV個人番号管理テーブル	51	個人番号他50項目
3	宛名管理	B\$XV本人確認情報照会結果テーブル	56	対象者個人番号他55項目
4	宛名管理	B\$XV統合宛名更新結果テーブル	58	依頼明細情報_個人番号他57項目
5	宛名管理	XV個人法人併合履歴テーブル	15	併合先個人法人番号他14項目
6	宛名管理	B\$XV個人番号候補リストワークテーブル	38	個人番号他37項目
7	宛名管理	B\$XV個人情報一致リストワークテーブル	20	個人番号他19項目
8	宛名管理	B\$XV個人番号重複リストワークテーブル	14	個人番号他13項目
9	宛名管理	B\$XV個人情報重複リストワークテーブル	14	個人番号他13項目
10	自動車二税	XL申告書テーブル	87	個人法人番号他86項目
11	自動車二税	B\$XL申告書ワークテーブル	87	個人法人番号他86項目
12	自動車二税	B\$XL基本テーブル更新元テーブル	287	個人法人番号他286項目
13	自動車二税	B\$XL本人確認情報照会結果テーブル	43	対象者個人番号他42項目
14	個人事業税	XE国税_個人番号管理テーブル	7	個人番号他6項目
15	個人事業税	B\$XE整理番号対応テーブル	4	個人番号他3項目
16	個人事業税	XE申告書イメージテーブル	12	個人番号他11項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法に基づいて提出される申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであり、当該申告書等より入手できる情報は当該納税義務者の情報のみとなる。 ・住民基本台帳ネットワークシステム又は統合宛名管理システム等を使用する際は、基本4情報や本人確認情報による突合・確認を行い、対象者以外の情報入手の防止を図る。 ・誤って対象者以外の特定個人情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税義務者等が地方税法の規定に基づき申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、必要な情報以外を入手することの防止に努めている。 ・国税連携システム等他システムと連携する場合は、必要な情報のみを入手するようあらかじめ定められたデータフォーマットにより連携することで、必要な情報以外の入手を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・納税義務者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県から、使用目的が法令に基づくものであることを認識した上で提供が行われる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により 本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人又はその代理人から入手する際には個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により個人番号の真正性を確認する。他システム等から特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・税務システムで、複数の納税義務者に同一の個人番号が入力された場合や、存在し得ない個人番号が入力された場合はエラーメッセージを表示し、誤入力を防止する。 ・また、定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号と、税務システムで管理している個人番号を突合することで、正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告書等（書面）提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 ・国・他都道府県・市町村・団体等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。 ・担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムでは、税務事務に関係ない情報を保有しない。使用する職員はユーザIDによる認証に基づきアクセス制御を行い、業務上不必要な情報は参照不可としている。 ・国税連携システム、自動車OSSシステムについては、業務上必要な職員を限定し、税務システムと同様のアクセス制御を実施。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	1. 税務システムにおける措置 個人番号利用事務系ネットワークへログインするための認証(職員ID・パスワードによる認証及びワンタイムパスワード認証)を利用して税務システムへのアクセス制御を実施するとともに、税務課・各県税事務所以外の端末からはアクセス不可としている。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ID／パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。 3. 中間サーバーにおける措置 ・団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。 ・アクセス権限のある職員については、顔認証及びID／パスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	1. 税務システムにおける措置 ・税務システムにおいては、管理者が職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与している。 ・職員の異動や退職があった場合には、情報を入手後、速やかに異動処理・失効処理を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ①アクセス権限の発効管理 特定個人情報取扱責任者(業務主管課長)が申請し、統合宛名管理システム運用管理者(デジタル改革課長)が認めた職員にのみ一定期間のアクセス権限を付与している。 ②アクセス権限の失効管理 特定個人情報取扱責任者の申請に基づき、職員のアクセス権限が不要となった場合には、統合宛名管理システム運用管理者が、速やかにアクセス権限を失効させている。また、申請がない職員については、一定期間経過後に自動失効する。 3. 中間サーバーにおける措置 ①アクセス権限の発効管理 システム管理者が認めた職員にのみアクセス権限を付与している。 ②アクセス権限の失効管理 ・一定期間、パスワード変更がない場合はアクセス権限が自動失効する。 ・システム管理者が一元的に失効管理を行う。

アクセス権限の管理		☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	1. 税務システムにおける措置 業務に必要な範囲でアクセス権限を各所属毎に付与している。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システム運用管理者は、随時、不要なアクセス権限の有無等、管理簿の点検・見直しを行う。 3. 中間サーバーにおける措置 システム管理者は、アクセス権限付与者の管理簿を作成し、管理簿に応じた権限付与を行う。	
特定個人情報の使用の記録		☐ 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	1. 税務システムにおける措置 ・税務システムのシステムログ・操作ログを記録するとともに、定期的に管理者が検査・分析を行い不正アクセスがないことを確認する。 ・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。 ・操作ログを随時分析している。 3. 中間サーバー 操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。	
その他の措置の内容		離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロック(パスワード付)を徹底する。	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
	リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 ・税務システムの操作履歴を記録するとともに、職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、契約書に個人情報保護にかかる特記事項を記載している。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。 ・操作ログを随時分析している。 3. 中間サーバーにおける措置 特定個人情報を取り扱う権限は、必要な都度、システム管理者が管理簿に基づき一時的に付与している。	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 ・必要な業務以外の情報にはアクセスできない仕組みとなっている。また、情報セキュリティソフトにより、上司の承認を得ずにマイナンバー利用事務系からインターネット接続系へファイルを移動させること、及び外部媒体へ出力することができないよう制限している。 ・委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、県の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・団体内統合宛名管理システム内の特定個人情報ファイルの外部媒体への出力については、専用端末及び専用媒体以外を経由できないよう制御されており、出力には専用端末内の管理ソフトにより上司の承認を得る必要がある。 3. 中間サーバーにおける措置 情報セキュリティソフトにより端末への媒体接続を制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		契約書に個人情報取扱特記事項を定め、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知等を規定し、委託先の決定に際しては特記事項の内容を遵守できる管理体制が確保されているかどうか事前に確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	事前に作業従事者に関する報告を求め、それに基づき委託先用のユーザーIDとパスワードを作成し、必要な情報のみにアクセスできるようアクセス制御を行っている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報を含む税務システムのデータへのアクセス履歴、(利用者ID、操作日時、画面ID等)の記録を取り、7年間保管する。	
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書の個人情報取扱特記事項に以下を規定している。 1. 委託先は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。 2. 委託先は、県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写又は複製してはならない。 3. 県は、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 契約書の個人情報取扱特記事項に県は、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができることを規定している。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書の個人情報取扱特記事項に以下を規定している。 1. 県から提供を受け、又は委託先が収集・作成した個人情報が記録された資料等は、契約完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときはそれに従うものとする。 2. 委託先は個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、県に報告しなければならない。 3. 県は、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	契約書に個人情報取扱特記事項を設け、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知、再委託の禁止(予め県の承認を得ている場合を除く)等を規定している。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報取扱い条件を遵守させることとし、個人情報の適切な取扱いを図る。なお、再委託先に対する直接の監督は委託先が行い、県は委託先より報告を受けるとともに、必要に応じて改善を指示する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムの仕様により、提供の記録を保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、送信方法が規定されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システムでの特定個人情報の提供は、番号法の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。また、ネットワークについては専用回線及びLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいのリスクが軽減されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、あらかじめ決められた情報のみを提供する仕様となっており、また提供先としては国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 特定個人情報の入手は、番号法で認められた事務の範囲内で認められたものに限定する。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。 既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ・情報照会に係る操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・アクセス認証機能により特定の権限者以外は特定個人情報の入手ができない仕組みとなっている。 ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。 3. 中間サーバーにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 特定個人情報を入手する場合には、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため、安全性が担保されている。 2. 団体内統合宛名管理システム ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。 既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。 ・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。 3. 中間サーバー ・個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性の確認を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。 ・機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。 3. 中間サーバーにおける措置 情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

	1. 税務システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・利用者のアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。 ・統合宛名管理システム運用管理要綱等により外部への特定個人情報の持ち出しを禁止等している。 ・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。 3. 中間サーバーにおける措置 ・情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。) ・団体内統合宛名管理システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクに対する措置の内容	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1. 税務システム、統合宛名管理システムにおける対策 ・サーバー及び周辺機器は、専用IDカードにて入退室管理を行っている庁外のデータセンター(税務システム)もしくは、庁内の電算室(統合宛名管理システム)に設置しており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、UPSを設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 2. 中間サーバーにおける対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1. 税務システムにおける措置 ・税務システムはログインパスワードを設定する。 ・税務システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルを定期的に更新するとともに、ファイアウォールにより不正侵入を遮断している。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得を行い、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・団体内統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	まちづくり部内の特定の課で収集し保管していた審議会委員等の特定個人情報(約250名分)を紛失。	
	再発防止策の内容	特定個人情報ファイル保管の点検、特定個人情報等取扱規程の遵守について周知の徹底、管理職研修	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。統合宛名システムについても同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報that古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名管理システムと突合し、税務システム上の情報を最新化するとともに、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムを利用して情報を最新化する。団体内統合宛名管理システムにおいても、住民基本台帳ネットワークシステムから定期的に取得した基本4情報の異動情報を入手することで、既存業務システムが保有する基本4情報との整合性を確認できる仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報that消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 税務システムにおける措置 保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 業務担当課において不要となった特定個人情報を消去できる機能を設けている。 3. 中間サーバーにおける措置 データ標準レイアウトの改版等により登録が不要となった特定個人情報は、地方公共団体情報システム機構において一括削除される。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 2. コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺機器の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、上記措置内容を実施した旨の証明書を提出させる。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	1. 税務システムにおける措置 本評価書の記載内容に沿った運用がされているか、定期的に担当部署内で自己点検を実施。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 団体内統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施している。 3. 中間サーバーにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	1. 税務システムにおける措置 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システム運用管理要綱に基づき、統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に内部監査を実施することとする。 3. 中間サーバーにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	1. 税務システムにおける措置 ・職員に対しては、特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。また、職員にセキュリティ研修等を毎年度1回以上受講するよう通知し、未受講の場合は受講を促す体制を整備している。さらに、各種会議等税務職員が集まる場において随時、教育・啓発を実施している。 ・外部委託業者に対しては、契約書に個人情報取扱特記事項を定め、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知等を規定している。 ・違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ・団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施している。 3. 中間サーバーにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
中間サーバーにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-4161
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	ホームページに請求書様式及び請求方法等を掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税理士登録申請事務、税務職員研修事務、納税相談事務、県税に係る訴訟事務、県税に係る審査請求事務、県税に係る口座振替収納事務、県税その他の徴収金の徴収事務、県たばこ税手持品課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、ゴルフ場利用税非課税事務、県たばこ税課税事務、軽油引取税課税事務、不動産取得税課税事務、法人県民税・事業税課税事務、自動車取得税課税事務、自動車税課税事務、自動車税種別割課税事務、自動車税環境性能割課税事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税事務、県税その他の徴収金の管理事務
公表場所	財務部税務課 総務部法務文書課(県民情報センター)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)実施要綱に基づき、意見公募手続を実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和7年〇月〇日から令和7年〇月〇日までの〇日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	(公表時に記載)
⑤評価書への反映	(公表時に記載)
3. 第三者点検	
①実施日	【諮問】令和〇年〇月〇日 【答申】令和〇年〇月〇日
②方法	(公表時に記載)
③結果	(公表時に記載)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添2別紙) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)宛名管理・B\$XV 併合候補ワークテーブル(34 項目)

帳票出力県税コード,連番,原資宛名更新県税名称,併合候補調査元フラグ,納税者整理番号,氏名・名称,郵便番号,電話番号1,電話番号2,電話番号2備考,設立・生年月日,変更事由,住所,更新県税(略称),更新ユーザ,更新年月日1,課税番号保有税目名1,課税番号保有税目名2,課税番号保有税目名3,課税番号保有税目名4,課税番号保有税目名5,課税番号保有税目名6,課税番号保有県税事務所名1,課税番号保有県税事務所名2,課税番号保有県税事務所名3,課税番号保有県税事務所名4,課税番号保有県税事務所名5,課税番号保有県税事務所名6,税目名,課税番号,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(2)宛名管理・XV 個人番号管理テーブル(51 項目)

宛番号,履歴番号,変更事由コード,個人番号,現時フラグ,窓口確認区分,システムチェック状況,登録処理区分,住民区分,異動有無,生存状況,変更状況,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,住基異動事由,異動年月日,氏名外字数,住所外字数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,日本人住基一括検索要求データ作成年月日,日本人住基一括検索結果データ格納年月日,外国人住基一括検索要求データ作成年月日,外国人住基一括検索結果データ格納年月日,処理結果コード,強制突合フラグ,統合宛名登録要求年月日,統合宛名変更要求年月日,統合宛名登録変更要求結果格納年月日,統合宛名反映結果,無効化フラグ,併合元宛番号,個人番号登録年月日,個人番号更新年月日,備考1,備考2,備考3,初期登録県税コード,更新者所属名,初期登録ユーザID,初期登録日時,更新県税コード,更新税目コード,更新課税番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(3)宛名管理・B\$XV 本人確認情報照会結果テーブル(56 項目)

宛番号,事由発生年月日,履歴番号,住民区分,県内外区分,処理結果レコード数,処理結果レコード連番,処理結果コード,要求レコード番号,提供事務区分,個人番号提供事務区分,対象者識別情報,照会対象期間_開始年月日,照会対象期間_終了年月日,照会基準日,削除者の要否,対象者住民票コード,対象者氏名(漢字),対象者氏名(かな),対象者生年月日,対象者性別,対象者住所,対象者住所(市町村コード),対象者個人番号,予備,照会一致項目_氏名(漢字),照会一致項目_氏名(かな),照会一致項目_氏名(清音かな氏名),照会一致項目_氏名(生年月日),照会一致項目_氏名(性別),照会一致項目_氏名(住所(完全一致)),照会一致項目_氏名(住所前方一致),照会一致項目_氏名(市町村コード),異動有無,生存状況,変更状況,住民票コード,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,個人番号,付随情報_異動事由,付随情報_異動年月日,外字情報_氏名外字数,外字情報_住所外字数,外字データレコード数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,個人番号履歴番号_税,予備,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(4)宛名管理・B\$XV 統合宛名更新結果テーブル(58 項目)

宛番号,履歴番号,依頼管理情報__処理日付,依頼管理情報__処理連番,依頼管理情報__処理区分,依頼管理情報__処理種別,依頼管理情報__業務ユーザーID,依頼管理情報__業務システムCD,依頼明細情報__明細連番,依頼明細情報__明細枝番,依頼明細情報__統合宛番号,依頼明細情報__個人番号,依頼明細情報__業務宛番号,依頼明細情報__生年月日,依頼明細情報__性別,依頼明細情報__かな氏名,依頼明細情報__漢字氏名,依頼明細情報__郵便番号,依頼明細情報__住所コード,依頼明細情報__住所,依頼明細情報__住民種別,依頼明細情報__住民区分,依頼拡張情報__照会対象期間(FROM),依頼拡張情報__照会対象期間(TO),依頼拡張情報__事務区分,依頼拡張情報__個人番号提供事務区分,依頼拡張情報__最終更新日時,依頼拡張情報__業務利用エリア,応答管理情報__統合宛名処理状況,応答管理情報__統合宛名処理日付,応答管理情報__統合宛名処理連番,応答明細情報__明細連番,応答明細情報__明細枝番,応答明細情報__統合宛番号,応答明細情報__個人番号,応答明細情報__業務宛番号,応答明細情報__生年月日,応答明細情報__性別,応答明細情報__かな氏名,応答明細情報__漢字氏名,応答明細情報__郵便番号,応答明細情報__住所コード,応答明細情報__住所,応答拡張情報__住民種別,応答拡張情報__住民区分,応答拡張情報__住民状態,応答拡張情報__異動日,応答拡張情報__異動事由,応答拡張情報__照会対象期間(From),応答拡張情報__照会対象期間(To),応答拡張情報__事務区分,応答拡張情報__個人番号提供事務区分,応答拡張情報__最終更新日時,応答拡張情報__備考,応答拡張情報__メッセージエリア,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(5)宛名管理・XV 個人法人併合履歴テーブル(15 項目)

併合番号,共通宛名区分,法人／個人区分,併合先宛名番号,併合先履歴番号,併合先個人法人番号,併合元宛名番号,併合元履歴番号,併合元個人法人番号,併合元変更事由コード,併合元現時フラグ,多重併合宛名番号,作成年月日,更新年月日,ユーザ I D

(6)宛名管理・B\$XV 個人番号候補リストワークテーブル(38 項目)

作成日,更新者所属名,税目コード,税目,住民区分コード,住民区分,データ No,個人番号,連帯者・承継人,納税者整理番号,課税番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,市町村コード,照会一致項目,生年月日,性別,候補個人番号,候補氏名(かな),候補氏名(漢字),候補住所,候補市町村コード,処理結果コード,コード名称,候補氏名外字数,候補住所外字数,候補照会一致項目,候補照会一致項目-氏名(漢字),候補照会一致項目-氏名(かな),候補照会一致項目-清音かな氏名,候補照会一致項目-生年月日,候補照会一致項目-性別,候補照会一致項目-住所(完全一致),候補照会一致項目-住所(前方一致),候補照会一致項目-住所(市町村コード),候補生年月日,候補性別

(7)宛名管理・B\$XV 個人情報一致リストワークテーブル(20 項目)

作成日,更新者所属名,税目コード,税目,住基検索要求年月日,住基検索結果格納年月日,個人番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別,個人番号_税,納税者整理番号_税,課税番号_税,氏名(かな)_税,氏名(漢字)_税,住所_税,生年月日_税,性別_税

(8)宛名管理・B\$XV 個人番号重複リストワークテーブル(14 項目)

作成日,更新者所属名,データ No,個人番号,納税者整理番号,税住基区分,税目コード,税目,課税番号,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別

(9)宛名管理・B\$XV 個人情報重複リストワークテーブル(14 項目)

作成日,更新者所属名,データ No,氏名(かな),氏名(漢字),住所,生年月日,性別,税目コード,税住基区分,税目,課税番号,納税者整理番号,個人番号

(10)自動車二税・XL 申告書テーブル(87 項目)

初期課税番号,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,変換前登録番号,課税番号,登録年月日,納期限年月日,申請年月日,徴収区分,修正申告区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名__漢字,納税義務者氏名__カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,類別区分番号,種別コード,営自区分,車名,車台番号,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税税率,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,取得税非課免コード,自動車税非課免コード,時限的軽減措置コード,メッセージ I D,削除フラグ,移転区分,車種コード,OSS 区分,通学通園バス区分,非課免変更フラグ,所有区分変更フラグ,税率変更フラグ,車種変更フラグ,所有形態変更フラグ,郵便番号変更フラグ,生年月日変更フラグ,電話番号変更フラグ,住所(漢字)変更フラグ,氏名(カナ)変更フラグ,氏名(漢字)変更フラグ,登録番号__標板,登録番号__車種,登録番号__かな,登録番号__番号,所有区分,営自区分(軽),車種(軽),バス区分,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザ I D

(11)自動車二税・B\$XL 申告書ワークテーブル(87 項目)

初期課税番号,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,変換前登録番号,課税番号,登録年月日,納期限年月日,申請年月日,徴収区分,修正申告区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名__漢字,納税義務者氏名__カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,類

別区分番号,種別コード,営自区分,車名,車台番号,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税税率,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,取得税非課免コード,自動車税非課免コード,時限的軽減措置コード,メッセージID,削除フラグ,移転区分,車種コード,OSS区分,通学通園バス区分,非課免変更フラグ,所有区分変更フラグ,税率変更フラグ,車種変更フラグ,所有形態変更フラグ,郵便番号変更フラグ,生年月日変更フラグ,電話番号変更フラグ,住所(漢字)変更フラグ,氏名(カナ)変更フラグ,氏名(漢字)変更フラグ,登録番号__標板,登録番号__車種,登録番号__かな,登録番号__番号,所有区分,営自区分(軽),車種(軽),バス区分,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(12)自動車二税・B\$XL 基本テーブル更新元テーブル(287項目)

初期課税番号,初期申請年月日,処理年月日,処理時刻,課税番号,課税番号A,課税番号B,申請年月日,業務種別コード,分配県外移転区分,車台番号,更新前車台番号,車台番号A,車台番号B,車検有効年月日,更新前車検有効年月日,初度登録年月,用途コード,用途コードA,用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,排出ガス適合コード,型式コード,型式番号,原動機識別コード,原動機型式,燃費値,車名コード,車名,メーカーコード,所有者コード,所有者コード__使用者欄,使用の本拠住所コード__総務省,使用者都道府県__総務省,使用者市区町村__総務省,使用者大字通称名__総務省,使用者字名丁目__総務省,使用の本拠住所番地等,所有者都道府県__総務省,所有者市区町村__総務省,所有者大字通称名__総務省,所有者字名丁目__総務省,所有者住所番地等,使用者氏名漢字桁数,使用者氏名__漢字,更新前使用者氏名__漢字,使用者住所漢字桁数,使用者住所漢字,更新前使用者住所漢字,使用者都道府県__国交省,使用者市郡区__国交省,使用者町大字__国交省,使用者小字__国交省,使用者住所番地等,所有者氏名漢字桁数,所有者氏名__漢字,更新前所有者氏名__漢字,所有者住所漢字桁数,所有者住所漢字,更新前所有者住所漢字,所有者都道府県__国交省,所有者市郡区__国交省,所有者町大字__国交省,所有者小字__国交省,使用の本拠住所コード__国交省,使用の本拠住所漢字桁数,使用の本拠住所漢字,更新ビットA1,更新ビットA2,更新ビットA3,更新ビットA4,更新ビットA5,更新ビットA6,更新ビットA7,更新ビットA8,更新ビットB1,更新ビットB2,更新ビットB3,更新ビットB4,更新ビットB5,更新ビットB6,更新ビットB7,更新ビットB8,更新ビットC1,更新ビットC2,更新ビットC3,更新ビットC4,更新ビットC5,更新ビットC6,更新ビットC7,更新ビットC8,更新ビットD1,更新ビットD2,更新ビットD3,更新ビットD4,更新ビットD5,更新ビットD6,更新ビットD7,更新ビットD8,状態ビットA1,状態ビットA2,状態ビットA3,状態ビットA4,状態ビットA5,状態ビットA6,状態ビットA7,状態ビットA8,状態ビットB1,状態ビットB2,状態ビットB3,状態ビットB4,状態ビットB5,状態ビットB6,状態ビットB7,状態ビットB8,状態ビットC1,状態ビットC2,状態ビットC3,状態ビットC4,状態ビットC5,状態ビットC6,状態ビットC7,状態ビットC8,状態ビットD1,状態ビットD2,状態ビットD3,状態ビットD4,状態ビットD5,状態ビットD6,状態ビットD7,状態ビットD8,状態ビットE1,状態ビットE2,状態ビットE3,状態ビットE4,状態ビットE5,状態ビットE6,状態ビットE7,状態ビットE8,状態ビットF1,状態ビットF2,状態ビットF3,状態ビットF4,状態ビットF5,状態ビットF6,状態ビットF7,状態ビットF8,状態ビットG1,状態ビットG2,状態ビットG3,状態ビットG4,状態ビットG5,状態ビットG6,状態ビットG7,状態ビットG8,グリーン化税制軽減対象区分,送付先登録番号,送付先車台番号,取込済フラグ,税率コード,自動車税年税額__分配,初期登録番号__申告書,ファイル年月日,同日連番,申告データ区分,登録番号__申告書,登録年月日,納期限年月日,申請年月日__申告書,徴収区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月__申告書,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名__漢字,納税義務者氏名__カナ,納税義務者住所コード,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,申告書用途コード,類別区分番号__申告書,種別コード,営自区分,車名__申告書,車台番号__申告書,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,税額合計,更新前県税事務所コード,県税事務所コード,処理県税事務所コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,申告書チェックフラグ,身障減免区分コード,減免申

請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の自動車取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,更新前非課免コード,非課免コード,非課免コードクリアフラグ,時限的軽減措置コード,取得税非課免コード,エラーフラグ,納税者税目別番号,納税者税目別事由発生年月日,納税者税目別履歴番号,更新前納税者税目別番号,更新前納税者税目別事由発生年月日,更新前納税者税目別履歴番号,送付先宛名番号,登録連番,登録番号A,登録番号B,更新前納税者区分,納税者区分,登録番号__標板,登録番号__車種,登録番号__かな,登録番号__番号,更新前登録番号__標板,更新前登録番号__車種,更新前登録番号__かな,更新前登録番号__番号,県外登録番号A__標板,県外登録番号A__車種,県外登録番号A__かな,県外登録番号A__番号,県外登録番号B__標板,県外登録番号B__車種,県外登録番号B__かな,県外登録番号B__番号,ハイブリッド区分,当初課税番号,番号標コード,OSS区分,グリーン化区分,課税年度グリーン化区分,改造車の前類別区分番号,10__15モード及び重量車燃費基準達成車情報,JCO8モード燃費基準達成車情報,バリアフリー車両__ASV 区分,10__15モード燃費値,JCO8モード燃費値,改造車低排出ガス車情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号,個人法人番号,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(13)自動車二税・B\$XL 本人確認情報照会結果テーブル(43 項目)

要求レコード番号,提供事務区分,個人番号提供事務区分,対象者識別情報,照会対象期間_開始年月日,照会対象期間_終了年月日,照会基準日,削除者の要否,対象者住民票コード,対象者氏名(漢字),対象者氏名(かな),対象者生年月日,対象者性別,対象者住所,対象者住所(市町村コード),対象者個人番号,予備,処理結果コード,照会結果レコード数,照会結果レコード連番,照会一致項目,異動有無,生存状況,変更状況,住民票コード,氏名(漢字),氏名(かな),生年月日,性別,住所,個人番号,付随情報_異動事由,付随情報_異動年月日,外字情報_氏名外字数,外字情報_住所外字数,外字データレコード数,市町村コード,不参加団体対象フラグ,検索パターン番号,予備,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(14)個人事業税・XE 国税_個人番号管理テーブル(7 項目)

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,年分,履歴番号,明細連番,個人番号

(15)個人事業税・B\$XE 整理番号対応テーブル(4 項目)

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,個人番号

(16)個人事業税・XE 申告書イメージテーブル(12 項目)

局署番号,整理番号(所得税),利用者識別番号,年分,履歴番号,イメージ格納先,受信ファイル名,ファイルデータ(個人番号含む),ファイルサイズ,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 野村 孝	税務課長 小田 博則	事後	人事異動
平成29年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月を予定	2016/1/1	事後	時点修正
平成29年5月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成30年7月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 小田 博則	税務課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	III 特定個人情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	時点修正
令和1年6月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	業務の承継による
令和1年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1. 税務システム、統合宛名管理システムにおける措置 ①サーバは、庁内で専用IDカードにて入退室管理を行っている電算室の施錠したラックに設置するとともに、アクセスにはID/パスワードによる認証を必須とし、厳重に管理する。	1. 税務システム、統合宛名管理システムにおける措置 ①税務システムのサーバは庁外のデータセンター、統合宛名管理システムのサーバは庁内の、専用IDカードにて入退室管理を行っているサーバ室内の施錠したラックに設置するとともに、アクセスにはID/パスワードによる認証を必須とし、厳重に管理する。	事後	税務システムサーバーの庁外への移転に伴う変更
令和1年6月24日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	①税務システム及び統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。	①サーバ及び周辺機器は、専用IDカードにて入退室管理を行っている庁外のデータセンター(税務システム)もしくは、庁内の電算室(統合宛名管理システム)に設置しており、防火設備が整っている。	事後	税務システムサーバーの庁外への移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税その他の地方税に関する法律及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法並びにこれ らの法律に基づく条例による地方税のうち県税 の賦課徴収に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例又は特別法人事業税 及び特別法人事業譲与税に関する法律による 地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又 は地方税若しくは特別法人事業税に関する調 査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第 三十一条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた同法第九条の規定による廃 止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法 による地方法人特別税の賦課徴収又は地方 法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含 む。))に関する事務	事後	法令改正による事務(税目) の追加
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム1 ②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及び地 方法人特別税等に関する暫定措置法並びにこ れらの法律に基づく条例による地方税及び地 方法人特別税の賦課徴収に関する電算処理 1. 課税サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 収納サブシステム 収納、還付・充当、納税証明書、督促状送付 等の収納管理業務を行う。 3. 滞納整理支援サブシステム 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び 財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理サブシステム 納税者宛名情報の管理を行う。	1. 課税サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2. 収納サブシステム 収納、還付・充当、納税証明書、督促状送付 等の収納管理業務を行う。 3. 滞納整理支援サブシステム 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び 財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理サブシステム 納税者宛名情報の管理を行う。	事後	記載の見直し(システムの変 更はなし)
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム2 ①システムの名称	統合宛名管理システム	団体内統合宛名管理システム	事後	記載の見直し(システムの変 更はなし)
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機能	1.統合宛名番号管理機能:本県内部において個 人を一意に特定するための統合宛名番号の付 番及び管理を行う。 2.個人番号等管理機能:統合宛名番号を付番し た個人について、個人番号及び業務種別・業務 宛名番号等を紐付けして管理する。また、管理 対象の個人番号に対応する基本4情報(氏名、 生年月日、性別、住所)を住基ネットから取得 し、管理する。なお、これらの情報については一 定の期間の履歴管理も行う。	団体内統合宛名管理システムは、既存業務シ ステムと中間サーバー等のデータの受け渡しを 行うことで、機関別符号の取得(※)や各情報保 有機関で保有する特定個人情報の照会と提供 等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情 報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利 用せず「機関別符号」を取得して利用する。 ① 統合宛名番号管理機能：本県内部にお いて個人を一意に特定するための団体内統合宛 名番号の付番及び管理を行う。 ② 個人番号等管理機能：団体内統合宛名番 号を付番した個人について、個人番号及び業 務種別・業務宛名番号等を紐付けして管理す る。また、管理対象の個人番号に対応する基本 4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を住民基 本台帳ネットワークシステムから取得し、管理す る。なお、これらの情報については一定の期 間、履歴管理も行う。	事後	記載の見直し(システムの変 更はなし)
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機能	3.符号情報等管理機能:中間サーバーに対して 統合宛名番号の登録要求や符号の取得要求 等を行い、その処理結果を取得するとともに、 符号取得依頼ファイルを取得する。また、これら の中間サーバー上での登録(取得)状況に関す る管理を行う。 6.中間サーバー連携付帯機能:中間サーバーか らの要求に対して、個人番号等を通知する。ま た、中間サーバーへの要求時に発行される中 間サーバー受付番号を管理する。加えて、中間 サーバーから提供される各種マスタ等を取得し て管理する。 8.データ送受信機能:中間サーバー及び既存業 務システム向けに、データを送受信する。なお、 データの送受信を確実に完了するため、送受信 の状況を確認し、エラーが発生した場合には自 動(又は手動)で再送する仕組みとする。	③ 符号情報等管理機能：中間サーバーに対 して団体内統合宛名番号の登録要求や符号の 取得要求等を行い、その処理結果を取得すると ともに、符号取得依頼ファイルを取得する。ま た、これらの中間サーバー上での登録(取得) 状況に関する管理を行う。 ⑥ 中間サーバー連携付帯機能：中間サー バーからの要求に対して、氏名、住所、性別及 び生年月日並びに個人番号等を通知する。ま た、中間サーバーへの要求時に発行される中 間サーバー受付番号を管理する。加えて、中間 サーバーから提供される各種マスタ等を取得し て管理する。 ⑧ データ送受信機能：中間サーバー及び既 存業務システム向けに、データを送受信する。 データの送受信を確実に完了するため、送受信 の状況を確認し、エラーが発生した場合には自 動(又は手動)で再送する。	事後	記載の見直し(システムの変 更はなし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・本人確認情報更新機能 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・本人確認情報提供機能 住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づく、都道府県の執行機関による情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・本人確認情報開示機能 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。	① 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「CS」という。))を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ② 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への情報提供又は他部署への移転: 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関又は他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③ 本人確認情報の開示: 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
令和2年10月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・本人確認情報照会機能 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・本人確認情報検索機能 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・本人確認情報整合機能 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	④ 機構への情報照会: 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤ 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥ 本人確認情報整合: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から、本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
令和2年10月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条の項	事後	法令改正による追加と削除
令和2年10月15日	I 基本情報 8. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]専用線	[]専用線	事後	記載誤りの修正
令和2年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	3. 国税庁 地方税法第72条の59第1項に国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定しており、番号法第19条第8号に特定個人情報提供可能な場合として規定。	3. 国税庁 地方税法第72条の59第1項に国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定しており、番号法第19条第9号に特定個人情報提供可能な場合として規定。	事後	法令改正による号番号変更
令和2年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令改正による号番号変更
令和2年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑥提供方法	[○]専用線 []その他()	[]専用線 [○]その他(LGWAN)	事後	記載誤りの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑦時期・頻度		他都道府県が賦課するものであったことが判明した場合、随時	事後	記載漏れの修正
令和2年10月15日	Ⅱ 基本情報 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1. 税務システム、統合宛名管理システムにおける措置 ①税務システムのサーバーは庁外のデータセンター、統合宛名管理システムのサーバーは庁内の、専用IDカードにて入退室管理を行っているサーバー室内の施錠したラックに設置するとともに、アクセスにはID/パスワードによる認証を必須とし、厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1. 税務システム、団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・税務システムのサーバーは庁外のデータセンター、団体内統合宛名管理システムのサーバーは庁内の、専用IDカードにて入退室管理を行っているサーバー室内の施錠したラックに設置するとともに、アクセスにはID/パスワードによる認証を必須とし、厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載の見直し(内容の変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅱ 基本情報 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、公文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。	事後	規則改正による記載内容の変更
令和2年10月15日	Ⅱ 基本情報 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1. 税務システム、統合宛名管理システムにおける措置 ①保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報についてはシステム上で復元できないよう完全に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体については、溶解して廃棄する。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1. 税務システム、団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・不要な特定個人情報は随時システム上から消去する。 ・一部の特定個人情報は、保管期間経過等により、自動消去される。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は、県の指示の下、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2. 紙媒体における措置 申請書等の紙媒体については、溶解して廃棄する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・特定個人情報に係る処理結果の一部等は、保管期間経過等により、自動消去される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅱ 基本情報 7. 備考		ー	事後	該当ない旨を証するための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	宛名管理 XV個人番号管理テーブル 26 宛名番号他25項目 宛名管理 B\$XV本人確認情報照会結果テーブル 50 要求レコード番号他49項目 宛名管理 XV個人法人番号併合情報テーブル 10 併合番号他9項目 宛名管理 XV個人法人分離情報テーブル 9 分離番号他8項目 宛名管理 XV個人法人番号分離詳細情報テーブル 11 分離番号他10項目 宛名管理 XV個人法人番号併合詳細情報テーブル 12 併合番号他11項目 宛名管理 XV個人法人番号併合履歴テーブル 5 併合番号他4項目 宛名管理 XV個人法人併合履歴テーブル 16 併合番号他15項目	宛名管理 B\$XV併合候補ワークテーブル 34 個人法人番号他33項目 宛名管理 XV個人番号管理テーブル 51 個人番号他50項目 宛名管理 B\$XV本人確認情報照会結果テーブル 56 対象者個人番号他55項目 宛名管理 B\$XV統合宛名更新結果テーブル 56 依頼明細情報 個人番号他55項目 宛名管理 XV個人法人併合履歴テーブル 15 併合先個人法人番号他14項目 宛名管理 B\$XV個人番号候補リストワークテーブル 38 個人番号他37項目 宛名管理 B\$XV個人情報一致リストワークテーブル 20 個人番号他19項目 宛名管理 B\$XV個人番号重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目 宛名管理 B\$XV個人情報重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目	事後	システムの個人番号対応前の想定項目から変更
令和2年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	自動車二税 XL申告書テーブル 87 個人法人番号他86項目 自動車二税 B\$XL申告書ワークテーブル 87 個人法人番号他86項目	自動車二税 XL申告書テーブル 87 個人法人番号他86項目 自動車二税 B\$XL申告書ワークテーブル 87 個人法人番号他86項目 自動車二税 B\$XL基本テーブル更新元テーブル 287 個人法人番号他286項目 自動車二税 B\$XL本人確認情報照会結果テーブル 43 対象者個人番号他42項目	事後	システムの個人番号対応前の想定項目から変更
令和2年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	個人事業税 XE申告書イメージテーブル 13 個人番号他12項目 個人事業税 XE国税_管理テーブル 137 個人番号他136項目 個人事業税 XE国税_確定申告書(第一表)テーブル 151 個人番号他150項目 個人事業税 XE国税_確定申告書(第二表)テーブル 216 個人番号他215項目 個人事業税 XE国税_確定申告書(第三表)テーブル 114 個人番号他113項目 個人事業税 XE国税_確定申告書(第四表)テーブル 226 個人番号他225項目 個人事業税 XE国税_修正申告書(第五表)テーブル 198 個人番号他197項目 個人事業税 XE国税_収支内訳書(一般)テーブル 321 個人番号他320項目 個人事業税 XE国税_収支内訳書(農業)テーブル 444 個人番号他443項目 個人事業税 XE国税_収支内訳書(不動産)テーブル 483 個人番号他482項目	個人事業税 XE国税_個人番号管理テーブル 7 個人番号他6項目 個人事業税 B\$XE整理番号対応テーブル 4 個人番号他3項目 個人事業税 XE申告書イメージテーブル 12 個人番号他11項目	事後	システムの個人番号対応前の想定項目から変更
令和2年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	個人事業税 XE国税_収支内訳書(付表)テーブル 149 個人番号他148項目 個人事業税 XE国税_青色申告決算書(一般)テーブル 638 個人番号他637項目 個人事業税 XE国税_青色申告決算書(不動産)テーブル 773 個人番号他772項目 個人事業税 XE国税_青色申告決算書(現金主義)テーブル 384 個人番号他383項目 個人事業税 XE国税_青色申告決算書(農業)テーブル 806 個人番号他805項目 個人事業税 XE国税_青色申告決算書(付表)テーブル 166 個人番号他165項目 個人事業税 XE国税_所得の内訳書テーブル 235 個人番号他234項目 個人事業税 XE国税_申告書等送信票テーブル 192 個人番号他191項目		事後	システムの個人番号対応前の想定項目から変更
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報を入手することを防止するための措置の内容	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認めることとする。 ②庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ③認証機能により特定の権限者以外は庁内連携による情報の入手ができない仕組みとする。		事後	記載の見直し(記載内容が情報提供ネットワークシステムを通じた入手であるため削除、取扱いの変更はなし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 税務システムにおける措置 ①納税義務者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県かは、使用目的が法令に基づくものであることを認識した上で提供が行われる。 2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ②認証機能により特定の権限者以外は庁内連携による情報の入手ができない仕組みとしている。 ③統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認めている。	・納税義務者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県から、使用目的が法令に基づくものであることを認識した上で提供が行われる。	事後	・誤字修正 ・記載の見直し(記載内容が情報提供ネットワークシステムを通じた入手であるため削除、取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスク3: 入手した特定個人情報に対する措置の内容	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ②認証機能により特定の権限者以外は庁内連携による情報の入手ができない仕組みとしている。 ③統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認めている。		事後	記載の見直し(記載内容が情報提供ネットワークシステムを通じた入手であるため削除、取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報と異なる個人情報が入力されるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	2. 統合宛名管理システムにおける措置 原則として、統合宛名管理システムへの宛名登録時に、住民基本台帳ネットワークシステムと宛名情報の突合を行い確認できる仕組みとする。		事後	記載の見直し(記載内容が情報提供ネットワークシステムを通じた入手であるため削除、取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されないリスク リスク5: 入手した特定個人情報に対する措置の内容	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ②認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。 ③別途定める規定等により、外部への持ち出しを禁止する等の漏えい・紛失防止措置を講じる。		事後	記載の見直し(記載内容が情報提供ネットワークシステムを通じた入手であるため削除、取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	番号利用が認められていない職員は利用できない仕組みとする。	担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容		—	事後	該当ない旨を証するための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①番号利用が認められていない職員は利用できない仕組みとする。 ②別途定める手順により権限管理を行う。 ③統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ID／パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。 3. 中間サーバーにおける措置 ・団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。 ・アクセス権限のある職員については、顔認証及びID／パスワードによる認証を行っている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	2. 統合宛名管理システムにおける措置 別途定める手順により権限管理を行う。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ①アクセス権限の発効管理 特定個人情報取扱責任者(業務主管課長)が申請し、統合宛名管理システム運用管理者(情報企画課長)が認めた職員にのみ一定期間のアクセス権限を付与している。 ②アクセス権限の失効管理 特定個人情報取扱責任者の申請に基づき、職員のアクセス権限が不要となった場合には、統合宛名管理システム運用管理者が、速やかにアクセス権限を失効させている。また、申請がない職員については、一定期間経過後に自動失効する。 3. 中間サーバーにおける措置	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	2. 統合宛名管理システムにおける措置 別途定める手順により権限管理を行う。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システム運用管理者は、随時、不要なアクセス権限の有無等、管理簿の点検・見直しを行う。 3. 中間サーバーにおける措置 システム管理者は、アクセス権限付与者の管理簿を作成し、管理簿に応じた権限付与を行う。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	2. 統合宛名管理システムにおける措置 情報連携や庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを一定期間保持する。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。 ・操作ログを随時分析している。 3. 中間サーバー 操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①情報連携や庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ②統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。 ・操作ログを随時分析している。 3. 中間サーバーにおける措置 特定個人情報を取り扱う権限は、必要な都度、システム管理者が管理簿に基づき一時的に付与している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	必要な業務以外の情報にはアクセスできない仕組みとなっており、またバックアップ等の処理ができる権限を制限している。委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、県の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。	1. 税務システムにおける措置 必要な業務以外の情報にはアクセスできない仕組みとなっており、またバックアップ等の処理ができる権限を制限している。委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、県の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・団体内統合宛名管理システム内の特定個人情報ファイルの外部媒体への出力については、専用端末及び専用媒体以外を経由できないよう制御されており、出力には専用端末内の管理ソフトにより上司の承認を得る必要がある。 3. 中間サーバーにおける措置 情報セキュリティソフトにより端末への媒体接続を制限している。	事後	記載の追加(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—	事後	該当ない旨を証するための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	2. 統合宛名システムにおける措置 ①情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ②認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。 ③統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ・情報照会に係る操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・アクセス認証機能により特定の権限者以外は特定個人情報の入手ができない仕組みとなっている。 ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	3. 中間サーバーにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれていない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	2. 統合宛名システムにおける措置 ①情報照会・情報提供を統合宛名システムを通じて行う場合の連携には高度なセキュリティが維持される等安全性が担保されたネットワークを用いる。 ②情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ③認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。 ④統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。 3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	2. 団体内統合宛名管理システム ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。 ・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。 3. 中間サーバー ・個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれていない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	2. 統合宛名管理システムにおける措置 原則として、統合宛名管理システムへの宛名登録時に、住民基本台帳ネットワークシステムと宛名情報の突合を行い確認できる仕組みとする。 3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。 ・機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。 3. 中間サーバーにおける措置 情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	2. 統合宛名管理システムにおける措置 ①アクセス制御、ネットワークの制限、通信の暗号化等の措置を講じる。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを更新する。また、動作確認を実施した上で、OSやアプリケーションについても常に最新のセキュリティパッチを適用する。 ③操作者の履歴管理を行うことで、意図的な漏えいを防止する。 ④各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みとする。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。 ・統合宛名管理システム運用管理要綱等により、外部への特定個人情報の持ち出しを禁止等している。 ・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	3. 中間サーバーにおける措置 ・情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。) ・団体内統合宛名管理システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 ・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	中間サーバーにおける措置 ・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける対策 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	2. 中間サーバーにおける対策 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、不正に持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	2. 統合宛名システムにおける措置 ①アクセスの監視とアクセスログの取得を行う。 ②統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得を行い、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・団体内統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 3. 中間サーバーにおける措置 ・UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	統合宛名システムと突合し、税務システム上の情報を最新化するとともに、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムを利用して情報を最新化する。統合宛名システムにおいても定期的に住民基本台帳ネットワークシステムと突合し情報を最新化する。	団体内統合宛名管理システムと突合し、税務システム上の情報を最新化するとともに、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムを利用して情報を最新化する。団体内統合宛名管理システムにおいても、住民基本台帳ネットワークシステムから定期的に取得した基本4情報の異動情報を入手することで、既存業務システムが保有する基本4情報との整合性を確認できる仕組みとしている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。	1. 税務システムにおける措置 保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 業務担当課において不要となった特定個人情報を消去できる機能を設けている。 3. 中間サーバーにおける措置 データ標準レイアウトの改版等により登録が不要となった特定個人情報は、地方公共団体情報システム機構において一括削除される。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク その他の措置の内容		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年10月15日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	2. 統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に自己点検を実施することとする。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 団体内統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に自己点検を実施している。 3. 中間サーバーにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	2. 統合宛名管理システムにおける措置 宛名管理システム運用管理要綱に基づき、宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に内部監査を実施することとする。 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システム運用管理要綱に基づき、統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に内部監査を実施することとする。 3. 中間サーバーにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	2. 団体内統合宛名管理システムにおける措置 ・団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ・団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施している。 3. 中間サーバーにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	中間サーバーにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	記載の見直し(取扱いの変更はなし)
令和2年10月15日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 ①請求先	企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 078-341-7711	企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年10月15日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 ④個人情報ファイル簿の公表	税理士登録申請事務、税務職員研修事務、納税相談事務、県税に係る訴訟事務、県税に係る審査請求事務、県税に係る口座振替収納事務、県税その他の徴収金の徴収事務、県たばこ税手持品課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、ゴルフ場利用税非課税事務、県たばこ税課税事務、軽油引取税課税事務、不動産取得税課税事務、法人県民税・事業税課税事務、自動車取得税課税事務、自動車税課税事務、狩猟税課税事務、鮎区税課税事務、個人事業税課税事務、県税その他の徴収金の管理事務	税理士登録申請事務、税務職員研修事務、納税相談事務、県税に係る訴訟事務、県税に係る審査請求事務、県税に係る口座振替収納事務、県税その他の徴収金の徴収事務、県たばこ税手持品課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、ゴルフ場利用税非課税事務、県たばこ税課税事務、軽油引取税課税事務、不動産取得税課税事務、法人県民税・事業税課税事務、自動車取得税課税事務、自動車税課税事務、自動車税課税特別割課税事務、自動車税環境性能割課税事務、狩猟税課税事務、鮎区税課税事務、個人事業税課税事務、県税その他の徴収金の管理事務	事後	法改正による税目追加
令和2年10月15日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/3/23	2020/10/2	事後	再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年8月14日から平成27年9月14日までの32日間	令和2年7月17日から令和2年8月17日までの32日間	事後	再実施に伴う変更
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	【諮問】平成27年8月20日 【答申】平成27年10月8日	【諮問】令和2年8月31日 【答申】令和2年9月18日	事後	再実施に伴う変更
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	・評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合していること、評価書の内容は指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められることから、適当と認める旨の答申を得た。 ・なお、県税の賦課徴収等に関する事務は、個人番号に加え個人の住所、氏名、財産情報等を大量に取扱うものであることから、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえてセキュリティ対策を積極的に取り組むとともに、事務従事者のセキュリティに対する意識を高めるべく啓発、教育を推進し、かつ、指導、監督を徹底すること、特定個人情報の取扱いに関する規定を適宜見直し、実効性のある保護措置を行うことを求める旨の付言を得た。	・評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合していること、評価書の内容は指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められることから、適当と認める旨の答申を得た。 ・なお、県税の賦課徴収等に関する事務は、個人番号に加え個人の住所、氏名、財産情報等を大量に取扱うものであることから、引き続き社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえてセキュリティ対策に積極的に取り組むとともに、事務従事者のセキュリティに対する意識を高めるべく啓発、教育を推進し、かつ、指導、監督を徹底すること、特定個人情報の取扱いに関する規定を適宜見直し、実効性のある保護措置を行うことを求める旨の付言を得た。	事後	再実施に伴う変更
令和3年6月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2020/10/2	2021/4/1	事後	時点修正
令和4年10月14日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画県民部企画財政局税務課	財務部税務課	事後	組織改編
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	企画県民部企画財政局税務課	財務部税務課	事後	組織改編
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】評価実施機関内の他部署(情報企画課、市町振興課、生活支援課、障害福祉課)	【○】評価実施機関内の他部署(デジタル改革課、市町振興課、地域福祉課、障害福祉課)	事後	組織改編
令和4年10月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	①アクセス権限の発効管理 特定個人情報取扱責任者(業務主管課長)が申請し、統合宛名管理システム運用管理者(情報企画課長)が認めた職員にのみ一定期間のアクセス権限を付与している。	①アクセス権限の発効管理 特定個人情報取扱責任者(業務主管課長)が申請し、統合宛名管理システム運用管理者(デジタル改革課長)が認めた職員にのみ一定期間のアクセス権限を付与している。	事後	組織改編
令和4年10月14日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 ①請求先	企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 078-362-4161	財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 078-362-3028 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 078-362-4161	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	企画県民部企画財政局税務課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	財務部税務課 総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区 下山手通5丁目10-1 078-362-3028	財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 078-362-3028	事後	組織改編
令和4年10月14日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容:まちづくり部内の特定の課で収集し保管していた審議会委員等の特定個人情報(約250名分)を紛失。 再発防止策の内容:特定個人情報ファイル保管の点検、特定個人情報等取扱規程の遵守について周知の徹底、管理職研修	事後	事案発生による対応
令和5年3月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/4/1	2022/12/15	事後	時点修正
令和5年10月2日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/12/15	2023/10/2	事後	時点修正
令和5年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり その内容:まちづくり部内の特定の課で収集し保管していた審議会委員等の特定個人情報(約250名分)を紛失。 再発防止策の内容:特定個人情報ファイル保管の点検、特定個人情報等取扱規程の遵守について周知の徹底、管理職研修	発生なし	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第24の項及び第133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条の項及び第72条の項	事後	法令改正による追加と削除
令和7年1月24日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号 別表第二第28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条 ※情報提供は行わない	【情報照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項及び第51条の項 ※情報提供は行わない	事後	法令改正による追加と削除
令和7年1月24日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4丁目16-3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	事後	記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2023/10/2	2025/1/24	事後	時点修正、様式修正
令和7年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	様式修正
令和7年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3. 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3. 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改(ASPサービス)に伴う変更
令和7年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	3. 中間サーバーにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	3. 中間サーバーにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改(ASPサービス)に伴う変更
令和7年6月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	3. 中間サーバーにおける措置 (略) ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	3. 中間サーバーにおける措置 (略) ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改(ASPサービス)に伴う変更
令和7年6月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	中間サーバーにおける措置 (略) ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	中間サーバーにおける措置 (略) ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改(ASPサービス)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月17日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	2. 中間サーバーにおける対策 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、不正に持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	2. 中間サーバーにおける対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改 (ASPサービス) に伴う変更
令和7年6月17日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	3. 中間サーバーにおける措置 (略)	3. 中間サーバーにおける措置 (略) ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改 (ASPサービス) に伴う変更
令和7年6月17日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	3. 中間サーバーにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	3. 中間サーバーにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改 (ASPサービス) に伴う変更
令和7年6月17日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	中間サーバーにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	中間サーバーにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改 (ASPサービス) に伴う変更
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	税務事務の正確性・利便性を図り、公正で適正な賦課徴収を行うため ・納税義務者の特定、個人の宛名の突合を効率化する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化する。 また、番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられており、本県の税務事務においても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を收受することとなる。收受した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。	税務事務の正確性・利便性を図り、公正で適正な賦課徴収を行うため ・納税義務者の特定、個人の宛名の突合を効率化する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化する。 また、番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられており、本県の税務事務においても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を收受することとなる。收受した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。	事後	記載誤りの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	宛名管理 B\$XV併合候補ワークテーブル 34 個人法人番号他33項目 宛名管理 XV個人番号管理テーブル 51 個人番号他50項目 宛名管理 B\$XV本人確認情報照会結果テーブル 56 対象者個人番号他55項目 宛名管理 B\$XV統合宛名更新結果テーブル 56 依頼明細情報 個人番号他55項目 宛名管理 XV個人法人併合履歴テーブル 15 併合先個人法人番号他14項目 宛名管理 B\$XV個人番号候補リストワークテーブル 38 個人番号他37項目 宛名管理 B\$XV個人情報一致リストワークテーブル 20 個人番号他19項目 宛名管理 B\$XV個人番号重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目 宛名管理 B\$XV個人情報重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目	宛名管理 B\$XV併合候補ワークテーブル 34 個人法人番号他33項目 宛名管理 XV個人番号管理テーブル 51 個人番号他50項目 宛名管理 B\$XV本人確認情報照会結果テーブル 56 対象者個人番号他55項目 宛名管理 B\$XV統合宛名更新結果テーブル 58 依頼明細情報 個人番号他57項目 宛名管理 XV個人法人併合履歴テーブル 15 併合先個人法人番号他14項目 宛名管理 B\$XV個人番号候補リストワークテーブル 38 個人番号他37項目 宛名管理 B\$XV個人情報一致リストワークテーブル 20 個人番号他19項目 宛名管理 B\$XV個人番号重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目 宛名管理 B\$XV個人情報重複リストワークテーブル 14 個人番号他13項目	事後	記載誤りの修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	1. 税務システムにおける措置 ・全庁ネットワークへログインするための認証(職員ID・パスワードによる認証)を利用して税務システムへのアクセス制御を実施するとともに、税務課・各県税事務所以外の端末からはアクセス不可としている。	1. 税務システムにおける措置 ・個人番号利用事務系ネットワークへログインするための認証(職員ID・パスワードによる認証及びワンタイムパスワード認証)を利用して税務システムへのアクセス制御を実施するとともに、税務課・各県税事務所以外の端末からはアクセス不可としている。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 ・必要な業務以外の情報にはアクセスできない仕組みとなっており、またバックアップ等の処理ができる権限を制限している。委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、県の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。	1. 税務システムにおける措置 ・必要な業務以外の情報にはアクセスできない仕組みとなっている。また、情報セキュリティソフトにより、上司の承認を得ずにマイナンバー利用事務系からインターネット接続系へファイルを移動させること、及び外部媒体へ出力することができないよう制限している。 ・委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、県の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が入り紛失するリスク リスクに対する措置の内容	1. 税務システムにおける措置 ・利用者のアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。	1. 税務システムにおける措置 ・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ・利用者のアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1. 税務システムにおける措置 ・職員に対しては、特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。また、各種会議等税務職員が集まる場において随時、教育・啓発を実施する。 ・外部委託業者に対しては、契約書に個人情報取扱特記事項を定め、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知等を規定している。 ・違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。	1. 税務システムにおける措置 ・職員に対しては、特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。また、職員にセキュリティ研修等を毎年度1回以上受講するよう通知し、未受講の場合は受講を促す体制を整備している。さらに、各種会議等税務職員が集まる場において随時、教育・啓発を実施している。 ・外部委託業者に対しては、契約書に個人情報取扱特記事項を定め、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知等を規定している。 ・違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。	事後	記載の見直し(システムの変更はなし)
	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年1月24日	(公表時に記載)	事後	再評価による実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年7月17日から令和2年8月17日までの32日間	令和7年〇月〇日から令和7年〇月〇日までの〇日間	事後	再評価による実施
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	(公表時に記載)	事後	再評価による実施
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	(公表時に記載)	事後	再評価による実施
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	【諮問】令和2年8月31日 【答申】令和2年9月18日	【諮問】令和〇年〇月〇日 【答申】令和〇年〇月〇日	事後	再評価による実施
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	兵庫県情報公開・個人情報保護審議会第1部会において第三者点検を受けた。	(公表時に記載)	事後	再評価による実施
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	・評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合していること、評価書の内容は指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められることから、適当と認める旨の答申を得た。 ・なお、県税の賦課徴収等に関する事務は、個人番号に加え個人の住所、氏名、財産情報等を大量に取扱うものであることから、引き続き社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえてセキュリティ対策に積極的に取り組むとともに、事務従事者のセキュリティに対する意識を高めるべく啓発、教育を推進し、かつ、指導、監督を徹底すること、特定個人情報の取扱いに関する規定を適宜見直し、実効性のある保護措置を行うことを求める旨の付言を得た。	(公表時に記載)	事後	再評価による実施